食事の患者負担金額について

国民健康保険法等より、入院時食事療養費（食事代）について、患者様に一部負担していただいています。

金額については以下のとおりです。

１食につき	**５１０円**

以下に該当する患者様については、負担金額が異なります。

詳しくは医事課③番窓口または病棟クラークまでお問い合わせ下さい。

- 健康保険法施行規則における低所得者
- 難病の患者に対する医療等に関する法律における指定難病の患者
- 児童福祉法における小児慢性特定疾病児童等

山梨大学
UNIVERSITY OF YAMANASHI

山梨大学医学部附属病院

常設